（書跡・典籍の部）

上欄	中欄	下欄
名称及び員数	名称及び員数	所有者の住所
醍醐寺聖教類　四万六百七十六点	醍醐寺聖教類　一万二千二百九十九点	京都府京都市伏見区醍醐伽藍町一
醍醐寺文書　一万六千四百三通	醍醐寺文書聖教　六万九千三百七十八点	宗教法人醍醐寺
指定告示		
平成十二年文部省告示第百二十号、平成二十二年文部科学省告示第百七号		
平成元年文部省告示第九十二号		

○文部科学省告示第百六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を、同表下欄のように重要文化財に指定する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文

（絵画の部）

上欄	下欄
名称及び員数	所有者の住所
紙本金地著色四季松樹図狩野探幽筆六曲屏風　一双	宗教法人大本山大徳寺
認定告示	京都府京都市北区紫野大徳寺町五三
昭和十三年文部省告示第三百七号	

○文部科学省告示第百七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文

（工芸品の部）

上欄	中欄	下欄
名称及び員数	名称及び員数	所有者の住所
破笠細工柏木兎圖料紙筥破笠作　一合	春日野蒔絵硯箱　一合	柏木菟蒔絵料紙箱及春日野蒔絵硯箱小川破笠作　一具	公益財団法人出光美術館	東京都千代田区丸の内三―一―一
認定告示		
昭和十年文部省告示第百九十一号		

○文部科学省告示第百八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を、同表下欄のように重要文化財に指定する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十五年六月十九日

文部科学大臣　下村　博文